

子ども・子育て支援法に基づく支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）に対するご意見と本市の考え方について

上記案につきまして、平成26年5月26日から6月25日までの間、ご意見を募集したところ、1名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>曜日指定の一時保育では、子どもの病気等に対応できず、また、一時保育は育児リフレッシュ保育の役割もあることから、専業主婦の方にこそ、一時保育を利用させるべきであると考え、就労している人は、短時間でも保育所に入所できるよう、就労下限時間を48時間としてほしい。</p>	<p>就労下限時間を64時間と設定することにあたり、現在保育所への入所については、月120時間以上の就労をすることを目安としている点、基本的には月64時間以下の就労に関しては、一時保育で対応できる点、待機児童対策の面から、就労下限時間を現状よりも大幅に下げることによるニーズの拡大を考慮し、64時間以上と設定したものです。</p> <p>一時保育につきましては、より利用しやすい制度となるよう、検討してまいります。</p>